



平成 20 年 11 月 25 日

各 位

会社名 日本ジャンボ株式会社
代表者名 代表取締役社長 村松 潔
(J A S D A Q ・ コ ー ド : 9 6 7 7)
問合わせ先 常務取締役管理本部長
役職・氏名 高 橋 理
電 話 番 号 0 4 6 5 (6 0) 2 5 0 0

定款一部変更及び

全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 11 月 25 日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式（下記「 ．当社の定款の一部変更 1．定款の一部変更 （1）変更の理由」において定義します。）の全部の取得について、平成 20 年 12 月 26 日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に付議することを決定し、この決議事項が承認された場合には平成 21 年 1 月 27 日（予定）をもって当社株券は上場廃止になることを下記のとおりお知らせ致します。

記

．当社の定款の一部変更

1．定款の一部変更

（1）変更の理由

平成 20 年 10 月 21 日付当社プレスリリース「タカハシ計画有限会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、タカハシ計画有限会社（以下「タカハシ計画」といいます。）は、平成 20 年 9 月 4 日から当社普通株式に対し公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、平成 20 年 10 月 24 日（決済開始日）をもって、当社普通株式 6,964,573 株（議決権を行使することができる株主の議決権の数 71,587 個（平成 20 年 3 月 31 日現在）に対する所有割合：約 97.29%）を保有するに至っております。

当社の D P E 事業を取り巻く銀塩写真フィルム市場は、フィルムのカラー化や昭和 40 年代後半までの高度経済成長によるレジャーの多様化、その後のアナログカメラ市場の発展を背景に発展し、これに伴って当社も着実に事業を拡大してまいりました。

しかしながら、平成 7 年頃にデジタルカメラが発売された後、デジタルカメラの急速な普及とともに銀塩写真フィルム市場は年々縮小を続けております。さらに、銀塩写真フィルム市場は競争性の高い市場であることから、常に消費者から価格低減の圧力を受け、現在では、当社をとりまく事業環境は非常に厳しい状況となっております。

このような状況において、当社は同業他社のM & Aを積極的に推進して事業規模の維持・拡大に努めてまいりましたが、銀塩写真フィルム市場において、ネガフィルムの国内出荷本数はピーク時の年間4億4,612万本(平成9年実績)から年間7,725万本(平成19年実績)(「フォトマーケット2008年度版」より抜粋)とピーク時の約17%程度に減少しており、今後のアマチュア写真市場は、従来のフィルム現像とサービスサイズプリントの提供からデジタル印刷による「フォトブック」の提供をはじめとするデジタルプリントやネットプリント等によるサービスの充実へ大幅な業務内容の変革が求められています。

また、日帰り温泉事業においても、近年、全国的に様々な形態の温泉施設が開業しており、価格競争の激化や燃料価格の高騰、食料品の物価上昇、高付加価値サービスの提供の取組みに伴うコストの増加により利益率が低下する傾向にある等、厳しい事業環境を迎えており、今後は、不採算施設の業態変更や既存施設のリニューアルによる需要の掘り起こし等、抜本的改革を実行することが不可欠となっております。

当社は資本市場からの資金調達やブランド力の向上、優秀な従業員の確保及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々な便益を享受してきましたが、当社は長年、事業活動を継続してきていることから、そのブランド力、信用力等も既に充分備わっているものと考えられます。むしろ、近年、企業の内部統制報告制度への対応をはじめ、資本市場に対する各種の規制が強化されたことに伴い、株式の上場を維持するために必要なコストが急速に増加する傾向にあり、この傾向は今後も更に強まることが予想されます。そのため、株式の上場を維持することが当社の収益を圧迫し、当社の経営改革の実行の障害になる可能性も否定できません。

このような経緯のもと、当社の中長期的な企業価値の向上を図るためには一時的な業績に左右されることなく、迅速かつ機動的な経営改革の推進を実行する必要があること、また、当社の一般株主の利益を確保する必要があることを踏まえ、当社を非上場化することが最善であると判断するに至りました。

以上をふまえ、当社は、以下の から の方法(以下、総称して「本定款一部変更等」といいます。)により当社を非上場化することといたしました。

当社定款の一部を変更し、A種種類株式を発行する旨の定めを新設する。

上記 による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設する。

会社法第171条並びに上記 及び による変更後の当社定款に基づき、株主総会の決議によって、全部取得条項が付された当社普通株式(以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)を有する株主(但し、当社を除きます。以下「全部取得条項付普通株主」といいます。)から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、タカハシ計画を除く全部取得条項付普通株主に対して1株未満の端数となるように、取得対価として当該A種種類株式を交付し、それによりタカハシ計画のみが当社の株主となるようにする。

会社法上、全部取得条項の付された株式は会社法第171条第1項及び第108条第1項第7号の定めにより種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから、上記 は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記 を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるために種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の内容のA種種類株式を設けることとしております。なお、下記「 . 当社の全部取得条項付普通株式の取得(1)取得の理由」でご説明申し上げますとおり、上記 における全部取得条項付普通株式の取得対価は当該A種種類株式としております。

会社法第171条並びに上記 及び による変更後の当社定款の定めに従って当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合(すなわち、本定款一部変更等を実施した場合)、上記のとおり、タカハシ計画を除く全部取得条項付普通株主に対して取得対価として割

当てられる当該A種種類株式は、1株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付普通株主に対する当該A種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（但し、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式は、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主に交付します。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得て当該A種種類株式をタカハシ計画に対して売却することを予定しております。この場合の当該A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、全部取得条項付普通株主が保有する当社全部取得条項付普通株式数に1,300円（タカハシ計画が当社普通株式に対して本公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を全部取得条項付普通株主に交付できるような価格に設定することを予定しております。

本変更は、本定款一部変更等として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

また、当社定款第9条におきましては、これまで当社は、事務負担の軽減を図るため、100株を単元株式数として規定していたところ、同第9条は、当社普通株式に単元株式数を定めるものであるため（本変更で設けられるA種種類株式には単元株式数を定めません。）その趣旨を明確にするために所要の変更をするものであります。

なお、本変更に係る定款変更は、臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生ずるものといたします。

（2）変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

| 現行定款 | 変更案 |
|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【発行可能株式総数】</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、16,390,000株とする。</p> <p>（新設）</p> | <p>【発行可能株式総数】</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>16,390,000株とし、このうち、普通株式の発行可能種類株式総数は16,380,000株、第6条の2に定めるA種種類株式の発行可能種類株式総数は10,000株とする。</u></p> <p>【A種種類株式】</p> <p>第6条の2 当社の残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき、1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【株券の発行】 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>【単元株式数および単元未満株券の不発行】 第 9 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>2. (条文省略) (新設)</p> | <p><u>してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>【株券の発行】 第 7 条 当社は、<u>全ての種類の株式</u>に係る株券を発行する。</p> <p>【単元株式数および単元未満株券の不発行】 第 9 条 当社の<u>普通株式の単元株式数</u>は、100株とし、<u>A種種類株式の単元株式数</u>は、1株とする。</p> <p>2. (現行どおり) 【種類株主総会】 <u>第 18 条の 2 第 16 条、第 18 条および第 19 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> 2. <u>第 17 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> 3. <u>第 17 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> |

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

本変更は、上記「 . 当社の定款の一部変更 1. 定款の一部変更 (1) 変更の理由」においてご説明申し上げましたとおり、当社を非上場化するために、本定款一部変更等のうち として、「 . 当社の定款の一部変更 1. 定款の一部変更 」による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第 6 条の 3 を新設するものであります。本変更が承認され、本変更による定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、本定款一部変更等の の後、株主総会の決議によって当社は全部取得条項付普通株主から全部取得条項付普通株式を取得しますが(本定款一部変更等の)、当該取得と引換えに当社が全部取得条項付普通株主に交付する取得対価は、上記「 . 当社の定款の一部変更 1. 定款の一部変更 (2) 変更の内容」における変更案により設けられる当社A種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式 1 株につき全部取得条項付普通株主に交付する当該A種種類株式の数は、タカハシ計画を除く全部取得条項付普通株主に対して当社が交付する当該A種種類株式の数が 1 株未満の端数となるように、210,500 分の 1 株としております。

なお、本変更に係る定款変更の効力発生日は、平成 21 年 2 月 6 日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。上記「 1. 定款の一部変更 (2) 変更の内容」の変更案による変更後の当社定款の規定を追加変更するものであります。なお、本変更による定款変更は、上記「 1. 定款の一部変更 (2) 変更の内容」の変更案のご承認が得られること及び普通株主による種類株主総会において本変更の追加変更案と同内容の変更案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

| 「1. 定款の一部変更」による変更後の定款 | 追加変更案 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | <u>【全部取得条項】</u> <u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を210,500分の1株の割合をもって交付する。</u> |

・ 当社の全部取得条項付普通株式の取得

(1) 取得の理由

本取得は、上記「 1. 定款の一部変更 (1) 変更の理由」においてご説明申し上げましたとおり、本定款一部変更等のうち として、会社法第 171 条並びに上記「 1. 定款の一部変更 」及び「 2. 定款の一部変更 」による変更後の当社定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付普通株主から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、全部取得条項付普通株主に対し、取得対価として上記「 1. 定款の一部変更 」による変更後の当社定款により設けられる当社A種種類株式を交付するものであります。

本取得が承認された場合、タカハシ計画を除く全部取得条項付普通株主に対して交付される取得対価としての当該A種種類株式の数は、1株未満となる予定であり、具体的にはその所有する全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行する当該A種種類株式を210,500分の1株の割合をもって交付される予定です。このように割当てられる当該A種種類株式の数が1株未満の端数となる全部取得条項付普通株主に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的に現金が交付されることとなります。

当社では、本取得が承認された場合に、全部取得条項付普通株主に割当てられることとなる1株未満の端数の合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得た上で、タカハシ計画に対して売却することを予定しております。この場合の当該A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られる場合には、全部取得条項付普通株主が保有する当社全部取得条項付普通株式数に1,300円(タカハシ計画が当社普通株式に対して本公開買付けを行った際の買付価格)を乗じた金額に相当する金額を全部取得条項付普通株主に対して交付できるような価格に設定することを予定しております。

(2) 取得の内容

本取得の内容は以下のとおりであります。

全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項
会社法第 171 条並びに「 . 当社の定款の一部変更 1 . 定款の一部変更 」及び「 .
当社の定款の一部変更 2 . 定款の一部変更 」による変更後の当社定款の規定に基づき、
全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記「 取得日」において定めま
す。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載された全部取得条項付普通株
主に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、当該 A 種種類株式を
210,500 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

取得日

平成 21 年 2 月 6 日といたします。

その他

本取得に定める全部取得条項付普通株式の取得は、「 . 当社の定款の一部変更 2 . 定
款の一部変更 」に定める定款変更の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるもの
とします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じま
す。

. 本定款一部変更等の日程の概要

| | |
|-------------------|-------------------------------------------------------|
| 平成 20 年 11 月 25 日 | 取締役会決議 |
| 平成 20 年 12 月 26 日 | 臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会 定款の一部変更 の効力発生日 |
| 平成 20 年 12 月 27 日 | 整理ポストへの割当て（予定） |
| 平成 21 年 1 月 26 日 | 当社普通株式にかかる株券の最終売買日（予定） |
| 平成 21 年 1 月 27 日 | 当社普通株式にかかる株券の上場廃止日（予定） |
| 平成 21 年 2 月 6 日 | 定款の一部変更 の効力発生日 当社による当社全部取得条項付普通株式の取得日及び A 種種類株式交付日 |

以 上